

各 位

公益社団法人千葉県ＬＰガス協会
会 長 小 倉 晴 夫
< 印 略 >

令和７年度情報収集訓練のご協力について（お願い）

平素は当協会の運営につきましてご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

当協会では、「改訂：災害対策マニュアル（平成２７年１月２３日作成）」において記されておりますが、大規模災害が発生した際、ライフライン事業者として被災地域並びに会員等の被災状況及びＬＰガス供給消費者の被害情報を収集することは、災害時の対応や被害地域の復旧支援活動に重要な役割を果たすと考えております。

皆様のご協力をいただき、これまでに５回「市町村別消費者世帯数調査」を実施し、各販売事業所様の供給（お客様）数を把握し、県内５４市町村別に一覧に取り纏めました。

そこで、本年も支部連絡網を活用した情報収集訓練を実施し、同様の調査を行う事と致しました。

情報収集訓練の目的

- ① 支部連絡網の周知徹底及び習熟度を高め、有事発生の場合に備える。
（協会・支部・会員事業所間の連絡体制強化）
- ② ＬＰガス供給消費者世帯数の把握し、災害時の応急供給・速やかな復旧作業に役立てる。
- ③ 市町村別の調査とは別で、県立高等学校等施設のＬＰガス利用状況調査を行い、事故防止のための「ＬＰガス供給・消費設備の老朽化対策事業」に役立てる。

つきましては、別紙書式にご記入いただき、訓練開始のご連絡が届きましたら、協会事務局までご提出くださいますようお願いいたします。

皆様には、お忙し中お手数をお掛け致しますが、ご協力をお願い申し上げます。

なお、情報収集訓練の実施フローは下記のとおりです。

記

訓練開始（事前通知）

- ◆令和７年８月１日
- ・ 情報収集訓練への協力依頼文書（本紙）
 - ・ 調査票の書式（別紙）
- } 協会より発送

訓練日**◆令和７年８月下旬 訓練実施（実施日は協会が決定。会員への事前周知はなし）**

- ① 協会事務局は、支部長にメールにて訓練開始を連絡。
※ 調査票（令和７年４月１日現在）提出の依頼
※ 卸売・自動車支部は昨年同様「充填所基礎調査」を報告
- ② 支部長は、支部連絡網により支部会員へ連絡【支部長 ⇒（地区・ブロック等役員）⇒ 支部会員】
- ③ 支部会員は、訓練実施日より２日以内に協会事務局へ調査票（別紙）メール又はFAXにて提出。
※ 調査票は協会ＨＰ【報告書・申請書類】からダウンロードも可能。
※ 小売支部と業種支部、業種支部内（卸と自動車）で複数の支部に加入されている事業所は、それぞれの支部訓練に参加し、所定の報告書をご提出ください。
※ 消費者がいない場合は、件数０（ゼロ）で提出してください。
※ 他県に消費者がいる場合は協会ＨＰより他県用データをダウンロードしてご提出ください。（発送はいたしません。）
- ④ 協会事務局は、報告書の提出状況を取り纏め、各支部長に報告

訓練終了

※訓練日は、
８月１９日（火）、２２日（金）、２６日（火）の何れかの日を各支部に振り分けます。

以上

(別紙)

◆提出先 公益社団法人千葉県LPガス協会 行
info@chibalog.or.jp
FAX: 043-243-6781
※できるだけメールでお願いいたします。
◆提出期限 訓練実施日より連絡後2日以内

《販売事業所 情報収集訓練用》

販売事業所→県協会

※災害時に役立てるための調査で情報収集訓練として実施致します。
8月下旬の訓練日にすぐに提出できるようにご準備下さい。
皆様のご協力をお願い致します。

<記入例>

市町村別消費者世帯数調査票

支部名:	No.:	販売登録番号:	E-MAIL:
〇〇支部	〇〇	〇〇A〇〇〇〇	〇〇〇@▲▲▲.or.jp
販売事業所名:	電話番号:	担当記入者:	
〇〇〇株式会社 ▲▲営業所	□□-◆◆-〇〇〇〇	〇〇〇	

※協会にメールアドレスを登録していない場合は、販売事業所又はご担当者様のメールアドレス (PC又はスマホ) を記載しご登録をお願いします。 協会では行政等からの最新情報をメールにてお知らせいたします。

※令和7年4月1日現在でご記入ください (簡易ガスを除く)

※業務用施設は、施設数(店舗の数)で数えていただきますが、集計上「戸」と表記します。供給設備の施設という意味ではありません。

(単位: 戸)

市町村名	業務用施設 (共同住宅と 一般住宅以外)	共同住宅 (同一建築物内に 3世帯以上入居 する構造のもの)	一般住宅	合計	市町村名	業務用施設 (共同住宅と 一般住宅以外)	共同住宅 (同一建築物内に 3世帯以上入居 する構造のもの)	一般住宅	合計	市町村名	業務用施設 (共同住宅と 一般住宅以外)	共同住宅 (同一建築物内に 3世帯以上入居 する構造のもの)	一般住宅	合計
(中央区)					東金市					大多喜町				
千葉市					山武市					御宿町				
(稲毛区)					大網白里市					市原市				
(若葉区)					山九十九里町					木更津市				
(緑区)					武芝山町					君津市				
(美浜区)					郡横芝光町					袖ヶ浦市				
船橋市					旭市					富津市				
習志野市					匝瑳市					千葉県内合計①	15戸		72戸	146戸
八千代市					銚子市					他県市町村名	業務用施設 (共同住宅と 一般住宅以外)	共同住宅 (同一建築物内に 3世帯以上入居 する構造のもの)	一般住宅	合計
鎌ヶ谷市					香取市					茨城県	26戸	57戸	350戸	433戸
白井市					香神崎町					埼玉県	80戸	120戸	431戸	631戸
市川市					取多古町					東京都	15戸	53戸	103戸	171戸
浦安市	10戸	42戸	5戸	57戸	郡東庄町					群馬県	1戸	10戸	0戸	11戸
松戸市	5戸	20戸	41戸	66戸	館山市					栃木県	5戸	0戸	30戸	35戸
流山市		10戸	100戸	110戸	鴨川市					神奈川県	35戸	76戸	283戸	394戸
野田市					南房総市									
柏市					鋳南町									
我孫子市					茂原市									
佐倉市					勝浦市									
成田市					いすみ市									
八街市					一宮町									
四街道市					睦沢町									
印西市					長生村									
富里市					白子町									
印旛郡					長柄町									
酒々井町					長南町					千葉県外合計②	162戸	316戸	1,197戸	1,675戸
栄町										計①+②	177戸	388戸	1,343戸	1,908戸

他県への供給先が、「他県市町村名欄」に書ききれない場合には、県の総計を記入し、別添ファイル (茨城県、埼玉県・東京都他) に詳細を記入して下さい。